

委員会の調査について

1 旅 費 等

項 目	県 内 調 査	県 外 調 査	
			海 外
自宅→集合・解散場所	旅費規程に基づいた額を支給	同 左	同 左
運 賃	—	旅費規程に基づいた額を支給	同 左
宿 泊 費 (1夜当たり)	—	・ 宿泊費（素泊まり料金）を支給（上限付き実費支給） ・ 宿泊費の上限は、都道府県ごとに定められた額（例：北海道 30,000 円）	・ 同左 ・ 宿泊費の上限は、国、地域ごとに定められた額（例：シンガポール 56,000 円）
宿泊手当 (1夜当たり)	—	・ 宿泊手当（夕・朝食代を含む諸雑費）を支給 ・ 額は 2,400 円（減額の場合あり）	・ 同左 ・ 額は国・地域ごとに定められた額（例：シンガポール 5,400 円）（減額の場合あり）
移 動 経 費	公共交通機関利用を原則とし 行程によりバス借上げ	同 左	同 左

注) 海外での調査に伴う空港使用料、パスポート、ビザ、出入国税等の経費は、旅費で支給。

2 経 費

項 目	県 内 調 査	県 外 調 査	
			海 外
昼 食	自 己 負 担	同 左	同 左
宿 泊	—	宿泊費の支給	同 左
朝食・夕食	—	・ 宿泊手当として支給 (夕食代相当額・朝食代相当額それぞれ 800 円)	・ 宿泊手当として支給 (夕食代相当額・朝食代相当額は、宿泊手当のそれぞれ 3分の1 の額、 例：シンガポール 1,800 円)